



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年1月20日火曜日 第2032号

◇ 目次 ◇ 告 示

特定希少野生動植物の指定の案.....	62
特定希少野生動植物保護区の指定の区域等の案の縦覧(6件).....	62
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧(2件).....	66
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	66
公有水面埋立免許.....	68
市営土地改良事業の施行の同意.....	69
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	69
町営土地改良事業の計画の変更等の同意(2件).....	69
建設業者の許可の取消し.....	69

告 示

○愛媛県告示第97号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第9条第1項の規定に基づき、特定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

平成21年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定の案

指定をしようとする希少野生動植物の名称(区分)	指定をしようとする理由
カスミサンショウウオ(両生類)	生息地が限定されており、生息環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い捕獲圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ダルマガエル(両生類)	生息地が限定されており、及び生息環境の悪化が顕著に見られ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ハッコウトンボ(昆虫類)	生息地が限定されており、生息環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い捕獲圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
コガタノゲンゴロウ(昆虫類)	生息地が限定されており、生息環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い捕獲圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ハマビシ(高等植物)	生育地が限定されており、及び生育環境の悪化が顕著に見られ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ミズスギナ(高等植物)	生育地が限定されており、生育環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い採取圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
トキワバイカツジ(高等植物)	生育地が限定されており、及び愛好家による高い採取圧があり、絶滅のおそれがあること並びに県の固有種であることから、特に保護を図る必要がある。
サギソウ(高等植物)	生育地が限定されており、生育環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い採取圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
クマガイソウ(高等植物)	生育地が限定されており、及び愛好家による高い採取圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
フクジュソウ(高等植物)	生育地が限定されており、生育環境の悪化が顕著に見られ、及び愛好家による高い採取圧があり、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
シコクカッコソウ(高等植物)	生育地が限定されており、及び愛好家による採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

ウンラン(高等植物)	生育地が限定されており、及び生育環境の悪化が顕著に見られ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
チョウジガマズミ(高等植物)	生育地が限定されており、及び愛好家による採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第98号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動植物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年1月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

片上地区カスミサンショウウオ保護区

2 指定の区域

今治市波方町樋口字大平乙206番1地先の区域(区域図省略)

3 指定に係る特定希少野生動植物

カスミサンショウウオ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件

カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更

については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

6 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第99号

愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 特定希少野生動物保護区の名称

宅間地区カスミサンショウウオ保護区

2 指定の区域

今治市宅間字ヨシラシ乙 227 番 2 地内の区域（区域図省略）

3 指定に係る特定希少野生動物

カスミサンショウウオ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) カスミサンショウウオの生息のために確保すべき条件

カスミサンショウウオは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動物である。

当該区域におけるカスミサンショウウオの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。

(2) 生息条件を維持するための環境管理の指針

カスミサンショウウオの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のカスミサンショウウオの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにカスミサンショウウオの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するカスミサンショウウオの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。

オ 生息条件の維持のため、カスミサンショウウオの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農林業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにカスミサンショウウオの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。

カ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動物以外の個体であって、カスミサンショウウオの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、カスミサンショウウオの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びオただし書に定める行為を行うに当たっては、カスミサンショウウオの生息状況に十分配慮し、当該行為によるカスミサンショウウオへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

6 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第100号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動植物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 特定希少野生動植物保護区の名称
台地区ダルマガエル保護区
- 2 指定の区域
今治市大三島町台 530 番 3 地内の区域（区域図省略）
- 3 指定に係る特定希少野生動植物
ダルマガエル
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ダルマガエルの生息のために確保すべき条件
ダルマガエルは、今治市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。
当該区域におけるダルマガエルの生息のためには、水量の確保及び水質の保全が必要である。
 - (2) 生息条件を維持するための環境管理の指針
ダルマガエルの生息条件である水量の確保及び水質の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のダルマガエルの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。
ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理に必要な施設並びにダルマガエルの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。
ウ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこと。
エ 生息条件の維持のため、ダルマガエルの繁殖期の始めから幼生の水中生活が終わるまでの間は、水路の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。ただし、農業を営むために必要な水位又は水量の増減並びに災害に備えた水路及び既存施設の維持管理並びにダルマガエルの保護管理に必要な水位又は水量の増減については、この限りでない。
オ 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ダルマガエルの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ダルマガエルの生息を阻害するおそれのあるミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニを放たないこと。
 - (3) 留意事項
(2)アただし書、イただし書及びエただし書に定める行為を行うに当たっては、ダルマガエルの生息状況に十分配慮し、当該

行為によるダルマガエルへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

- 5 立入制限地区
立入制限地区は指定しない。
- 6 意見書の提出等
 - (1) 意見書の提出
利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書の提出先
愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第101号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動植物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 特定希少野生動植物保護区の名称
庄内地区ハッチョウトンボ保護区
- 2 指定の区域
西条市旦之上乙 1 番12地内の区域（区域図省略）
- 3 指定に係る特定希少野生動植物
ハッチョウトンボ
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) ハッチョウトンボの生息のために確保すべき条件
ハッチョウトンボは、西条市の一部にしか生息していない特定希少野生動植物である。
当該区域におけるハッチョウトンボの生息には、水量の確保並びに水質及び植生の保全が必要である。
 - (2) 生息条件を維持するための環境管理の指針
ハッチョウトンボの生息条件である水量の確保並びに水質及び植生の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハッチョウトンボの保全に努めるとともに、各種行為が水量、水質など生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生息環境の適切な管理を行うものとする。
ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理に必要な施設及びハッチョウトンボの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、既存施設の維持管理及びハッチョウトンボの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。
ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、現存するハッチョウトンボの生息に支障を及ぼさない小規模な土石の採取については、この限りでない。
エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立ては行わないこ

と。

オ 生息条件の維持のため、湿地の水位又は水量に著しい増減を生じさせるような行為は行わないこと。

カ 木竹の伐採は行わないこと。ただし、ハッチョウトンボの生息に支障を及ぼしている木竹の除去については、この限りでない。

キ 踏み付け等によりハッチョウトンボの生息に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

ク 当該区域内に生息し、又は生育する野生動植物以外の個体であって、ハッチョウトンボの生息に影響を及ぼすおそれのある動植物を放ち、若しくは植栽し、又はその種をまく行為は行わないこと。特に、ハッチョウトンボの幼虫を捕食するアメリカザリガニを区域内に放たないこと。

ケ 殺虫剤及び除草剤は散布しないこと。

コ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書、イただし書、ウただし書及びカただし書に定める行為を行うに当たっては、ハッチョウトンボの生息状況に十分配慮し、当該行為によるハッチョウトンボへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

6 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第 102 号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動植物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

織田ヶ浜ハマビシ保護区

2 指定の区域

今治市東村一丁目甲 859 番30地先の区域（区域図省略）

3 指定に係る特定希少野生動植物

ハマビシ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ハマビシの生育のために確保すべき条件

ハマビシは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるハマビシの生育には、砂浜の保全が必要である。

(2) 生育条件を維持するための環境管理の指針

ハマビシの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のハマビシの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。

ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。

イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ハマビシの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。

ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。

オ 踏み付け等によりハマビシの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。

カ 火入れ及びたき火は行わないこと。

(3) 留意事項

(2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ハマビシの生育状況に十分配慮し、当該行為によるハマビシへの影響を最小限に抑えるよう努めること。

5 立入制限地区

立入制限地区は指定しない。

6 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第 103 号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定により指定しようとする特定希少野生動植物保護区は、次のとおりである。

なお、条例第19条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 特定希少野生動植物保護区の名称

織田ヶ浜ウンラン保護区

2 指定の区域

今治市東村三丁目甲 582 番地先の区域（区域図省略）

3 指定に係る特定希少野生動植物

ウンラン

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ウンランの生育のために確保すべき条件

ウンランは、今治市の一部にしか生育していない特定希少野生動植物である。

当該区域におけるウンランの生育には、砂浜の保全が必要である。

- (2) 生育条件を維持するための環境管理の指針
 ウンランの生育条件である砂浜の保全のため、事業者及び県民は、当該区域のウンランの保全に努めるとともに、各種行為が地形、地質など生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとし、次のとおり生育環境の適切な管理を行うものとする。
 ア 工作物の設置は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のための施設の設置については、この限りでない。
 イ 現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。ただし、ウンランの保護管理のために必要な土地の形質の変更については、この限りでない。
 ウ 現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 エ 現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 オ 踏み付け等によりウンランの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬の乗り入れは行わないこと。
 カ 火入れ及びたき火は行わないこと。
- (3) 留意事項
 (2)アただし書及びイただし書に定める行為を行うに当たっては、ウンランの生育状況に十分配慮し、当該行為によるウンランへの影響を最小限に抑えるよう努めること。
- 5 立入制限地区
 立入制限地区は指定しない。
- 6 意見書の提出等
 (1) 意見書の提出
 利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。
 (2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

○愛媛県告示第 104 号

県営畑地帯総合整備事業上立山地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成21年 1月21日から平成21年 2月18日まで
- 縦覧場所
内子町役場本庁

○愛媛県告示第 105 号

県営中山間地域総合整備事業佐田岬半島東地区（国木工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成21年 1月21日から平成21年 2月18日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第 106 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年12月18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 2 号 及び 第 4 号に	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資		法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 1 号 に掲 げる 融資	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 2 号 及び 第 4 号に	法第 2 条 第 2 項第 2 項第 5 号 に掲 げる 融資

	1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合	機関が、同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合		
1	省略						1	省略					
2	総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分5毛	年8厘5毛	年1分5毛	年1厘5毛	年8厘5毛	2	総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分1厘	年9厘	年1分1厘	年1厘	年9厘
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通	年1分2厘5毛	年1分5毛	年7厘	年7厘		3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通	年1分2厘5毛	年1分5毛	年6厘	年6厘	

信施設の改良、造成 又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						信施設の改良、造成 又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年7 厘	年7 厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年6 厘	年6 厘
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第107号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 山下和彦

西宇和郡伊方町湊浦1002番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見乙179番3から同乙343番1までの地先
公有水面

イ 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見乙137番7地先の西防波堤上に設置された金属鉋）は、北緯33度28分27秒、東経132度16分30秒の地点

1点は、基点から真北153度21分11秒134.36メートルの地

点

2点は、1点から真北19度32分36秒15.35メートルの地点

3点は、2点から真北109度32分51秒20.00メートルの地点

4点は、3点から真北19度32分46秒30.40メートルの地点

5点は、4点から真北95度32分46秒70.00メートルの地点

6点は、5点から真北173度32分28秒67.30メートルの地点

ウ 面積

6,130.60平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見乙179番3から同乙353番1までの地先
公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西宇和郡伊方町二見乙137番7地先の西防波堤上に設置された金属鉋）は、北緯33度28分27秒、東経132度16分30秒の地点

A点は、基点から真北161度44分25秒142.28メートルの地点

B点は、A点から真北19度36分04秒96.79メートルの地点

C点は、B点から真北83度40分38秒141.26メートルの地点

D点は、C点から真北173度32分48秒114.91メートルの地

点

E 点は、D 点から真北 250 度41分00秒 37 .01 メートルの地

点

F 点は、E 点から真北 248 度12分59秒 15 .53 メートルの地

点

G 点は、F 点から真北 257 度34分46秒 14 .93 メートルの地

点

H 点は、G 点から真北 264 度55分19秒 12 .53 メートルの地

点

I 点は、H 点から真北 271 度27分27秒 17 .89 メートルの地

点

J 点は、I 点から真北 275 度35分05秒 25 .71 メートルの地

点

K 点は、J 点から真北 276 度21分37秒8 .47メートルの地点

L 点は、K 点から真北 291 度52分45秒 21 .51 メートルの地

点

M 点は、L 点から真北 308 度02分55秒7 .93メートルの地点

ウ 面積

19,777.55平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 4,130 平方メートル

漁村再開発施設用地 約 1,300 平方メートル

漁港環境整備施設用地 約 700 平方メートル

合計 約 6,130 平方メートル

4 埋立免許年月日

平成21年 1月 9日

○愛媛県告示第 108 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・堤地区）の施行に平成20年10月27日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 109 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定に

○愛媛県告示第 114 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 1月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

より、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大南地区）の施行に平成20年10月27日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 110 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・菅生中通地区）の施行に平成20年10月27日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 111 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・直瀬蒔立地区）の施行に平成20年10月31日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 112 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農地保全事業・岩川地区）の計画の変更に平成20年10月27日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○愛媛県告示第 113 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・日野浦地区）の計画の変更に平成20年10月31日同意した。

平成21年 1月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(特 - 17) 第1670号	平成18年 2月20日	瀬戸建設㈱	岡 善照	八幡浜市郷 4 - 370 - 10	平成20年 12月 5日	建築工事業 大工工事業 左官工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 18)第47号	平成18年 6月16日	興徳建設(有)	山口 咲美	宇和島市津島町上畑地甲 1563 - 1	平成20年 12月 5日	土木工事業	建設業の廃止
(特 - 18)第1731号	平成18年 10月23日	(有)三崎建設	福田 正弘	西宇和郡伊方町三崎1461	平成20年 12月 5日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 19)第13723号	平成19年 6月 5日	(株)松野興産	山口 大樹	北宇和郡松野町大字松丸 358	平成20年 12月19日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (特 般)
(特 - 18)第315号	平成18年 11月 2日	愛媛建設(株)	坂本 信哉	北宇和郡鬼北町永野市22 - 1	平成20年 12月22日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17)第15856号	平成17年 11月30日	(有)高月建設	高月 誠二	宇和島市吉田町法花津 2 - 264	平成20年 12月22日	土木工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第381号	平成17年 7月 8日	(株)藤堂組	藤堂 光生	宇和島市津島町岩淵甲83 8	平成20年 12月26日	管工事業	建設業の廃止 (一部)